

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

其雨亭集書

14
187
45

人名考 淮后淮三后考



僧4
門號
137
卷45



人名考

人名考

新井君美 著

本朝の人の名漢字と用ゐてより此を或き文字の音を
以てある

鬱色雄命ウチシヨウメイトミホノイ後代トドケ不比等武智磨ヒトムタチマの

其名ナニメノ因ウツ一

或き文字の訓を以てある

大孝命オカヒヨウトミホノイ後代トドケ入鹿鰐足イロカカラタの有アリ

れり

或之文字の音ト訓をもとく保ちて

吉備津彦の名ハ上二字を音ナリ下二字ハ訓ナリ後代

代も藤原の長良すと上ヲ訓ナリ下ヲ音ナリ

其人への意の次とて何アリトハ文字の教も定一モ

不比等と不史登とニテ鳥養を又辛合とニテ長谷雄

をもとて發昭と云々と一人の名を或も音ナモアリ

本或之訓と云々と一の字ナリ木朝の人の名を傳す

ノリ異朝のあくまでソリナリモスルノリ是等の事悉く

考へ思えどもひ草按より事御一のあり事長ナシナシ

トモトモトモト

五十四代の帝 仁明天皇の御時ナリ今之代の人々の多くハ文字の訓をトクニ二字と用ひ事トモナリ

此事ハ神皇正統記トシ

けれハ昔の人の用ナリトモハ定シテ文字を河内音ナハ聖經賢傳の文字を取用トモハ音義あるナリトモナリ世のまゝアラタニシトモハ文字や廢ナリトモ世人多くハ古人の多ナリトモハ文字の音を西用ル色ニカムトモハレリテの多ナリトモハ文字の音を定シテ紙ナハナリトモハ

古同西書

まくらやをも代まく西域ニ合の法は敏くニまを今く一字
もす其一字の義訓の吉凶を論じてみれば事へりハ
俗に名葉字と
あるもよりてく人の名あくむくま似まゆるくあくまゆるく

右の字は定まらぬ字の如き

前より古より人の名の字を定め文まじきもあ
のせりゑつゝへ自ら儒家の人々の歌り抄
文字よりや文和の初也 後光嚴帝の御名字を採ま
きり成り字を房と訓むるを掌抄もまし

管三位在成卿のヤマトタケルノミコト

洞院大相國の御記もるゆ○後光嚴帝ハ九十九年

節用集

あひ舟寫宣賢卿の作より
世にうきよアリ

卷之三

かうやくの一人の名字を集めた。世の廣くわざく
かうやく世人皆くは書を抄んでゐる。近代の人
がうやく油小路故大納言隆真卿の本とて、近代の人
の名跡を油小路のものとて、拾収等の書を抄出せ
てそぞろに事とおどりて、傍字多く集めてある。
のうへて周公の撰本とて、爾雅の字とてある。
あらんまく和文文字のりとてある。
隆真卿の説ハ甚し神書を後一人まつてゐても
さうして此卿ハを代の有職の人となつてゐる。

ソノハナシトモタシタ

右は今世の人の名の字とて、又人の名と定むる文字
の多くは他の二とす。

又師ムリエ考の甚き竊り傳ハ天子の御名を凡人の
名うとす。左の二とては必ずしも有職の人の仰せ

ソノハナシ

何人の仰せよとす。間違一絲うそ致す。其人の名をばほの
モテハナシ。口傳を事なり。はなとやうりたとハ。浚水
尾院の御諱政仁をまじひてハアシム。シムヒルヤー。今

仙洞の御名を識仁と云ふはモハアシカニト
ナカニシテ

ナムノ名軍家の御名ナト擇ナシニヨリ心得アムニシテ
我ニシテ行ナシムシモナシモ異朝の後り代ナシモナシモ
ナムナシトヨリ經書の文字を反用スルニヨリ經書の
字を反用スルニヨリナシモナシモ西メ心得ナシ
ナシトヨリ

今接モナリ室町殿の代より御諱ヲ統滑フミヨリナリ
是モラ實送院殿の御諱を義詮トナキ詮の字を教ト喝

入あリト普廣院殿を義教トナムナシトスルニ其祖考
の御諱ヲ自トシ唱の名をハ付ナシモナシ又詮の字と昭
ト喝マリヨリ小ヒ靈陽院殿を義昭トナムナシトスル
先祖の御諱ヲ承アリモナシの名を付ナシトスルニ
拾収節用等トナムナシ詮の字の訓ホ教ト昭トナカリ
別の訓モナシスルハ實送院殿の御諱ハムキモ別ナシ訓
ナシトセシモ世の人其傳モ失ひトキムシ追ト拾収抄モ考
訓モ蓋實送院殿の御諱ナシト
ナシトセシモナシト

大塔宮の御諱を護良トナムナシトスルニヨリトサムハ云

傳へてかと實らむりからずあるべき事無く、同
時の事よりは義詮のことを多くせん傳へるゝ事

傳へ

是等の事をもてて先師の傳へて不謬を傳へるゝ事
右もあひの事なりまことに字をもつてあらずと写し得ぬ

言ふ事無く、たゞ其の文字を

詳く考へて凡て人の名の字をもつて字のみに表
ひゆる事か一又すまじき文字とよばれかること
と多くあるが、此を引く爲めに記して其書をして

ト可なり。古人の名の字と抄出へて、後へ読書たり。傳を
しむる可なり。然アリ前年人の名の字抄書へて、是を
トシテ抄本を取れ。辭す所を拾収抄節用集新編
纂圖并鍛冶銘字抄等のせてせざり。以下の書
とくに角の故に、自らの考究を加へて一字を増減され一冊
子を作へ。進呈へ。其後も先師名下に甚を戒めて
神をもつて接する。將へて事ハラツ其名をもつて、是をもつて
は孔子の大聖人。程述而不作と宣ひ。只古人の言
を述へ。自ら其意見をもつて言と作る。是先王の時小

拾枝節用等多
む珍書と云つて細小
是志考より被書古より
名字抄本あり

今假書の成の字の別房と云ふ訓を乞
まことひすの名字抄り

は書り收も入るる古書り何と云ひての二つを判
回字重り書るの十字もつて是又とてよどみぬ三
なり文字の音心得るまに種々多々是折して左半の四
なり文字の判りてやまとてはかくは是折して右半
のちづきを

あくハ朝とて字上り下り口接りてをよしめり下り
トメテシテアラサマニテ朝とて字をあきらめ
ルトムロ接りてをよしめり下り
タク達シテアラサマニテ義朝の子の朝長

をあくかくゆふをひく頼朝の鳥帽子を結城七
郎朝光を名すとてハアノスミテナリ

御とよとよと世と限りは書り世の人达書りとよと
名字とよとよと人名とよとよと其字を流滑んとよと
書りとよとよと口接りてをよしめり下り写りとよと
了某の冊子とよとよと見とよとよと人彼此二つとよ
とよとよと異同をひいたまくとよとよとの益あらうとよと
れとよとよと某の冊子とよとよと書の文字をとよとよと收りとよとよと書の判りとよと
とよとよと補ひんとよとよと某取とよとよと命をとよとよとてとよとよとあらは某の不掌昔

もうく上より先聖述而不作の教を承り下より先師
述而不可作り戒をうけしもつての人に考へ仰初
は前よりうきよる御の言とおもとナニ所へや書をす
アラモトモシムシテムヨリスル物ハアシムアサヒ
アサヒ事ハ甚う愚誠尤畏ヲソロヘテ且素懷ヲ自ヘ
クシテノリ自ヘノ異見を立テ上命を違拒シテノリ

人名考終

准右達三考

准后准三后考

新井君美 著

職原抄中務省の下

太皇太后宮 帝王祖也

皇太后宮 帝王母也

皇后宮 帝王妻也

以上謂之三宮 和漢同

謹く抄り三宮の事職原抄より
准三后の事ハ尼寺三代實錄并に公卿補任等を據

すもト五十六代の帝 清和天皇貞觀十三年四月
十日 帝の御外祖太政大臣從一住藤原良房即忠仁公 詔ノ賜封三千戸或本ノ四月朔日より隨身兵仗
を賜リ年官差リ准三宮ノミモト

年給ノ 太上皇ト初めノ年ミテ定シ御給
あくまゝ諸臣より忠仁公ノ賜ふ所の御給三宮ノ
准シ御事ノ後代ノハ御給シ
トウカトムカクハ呂其名シテ其実シテ
不^シトテ年給シテ年官年爵封戸シテ年ミ

ト賜ふ所の事長シテハシテ略シテ

是准三宮の号シテ起シテ夫シテ後ハ攝家の
人トハシテ乃シテ皇子内親王宮人諸臣差シテ法中の輩
オシテ此宣旨シテ委シテ事シテ事シテハ唯其始シテあるシテとシテ別シテ進シテ

儀同三司准大臣ノ事

職原抄シテ准大臣ノ事シテ文武天
皇大寶三年正月ノ三品刑部親王ノ知太政官事

王を知太政官事となつた是其濫觴なり帥内大臣
藤原伊周も房前九代の孫閑白道隆の男なり帰京
の後寛弘三年一条院
の年号朝參のとき大臣の下大納言の
上列する同十五年准大臣賜戸一千戸なりハ自り
儀同三司と稱せらるゝと云ふ其事の起り
ハ文武 聖武の朝より始りて准大臣と云
又儀同三司と称せらるゝ伊周を以て其初とすてし
此後ハ代々少くへ

逍遙院殿の御説を擧ぐまし 儀同三司よりよみ
是後一位の唐名ナムハ中古以来二品叙セ
ノの後准大臣可預朝參の事 宣下シテ之を
後儀同三司ト号すナリ人數定メス又官
内大臣ハ辭退ナリ事モア前官當官の沙汰
タマシニシテ

親王一品ニ呂三品の事
職原抄より
曰く皇子の親王主ある尋常
の例あり
襁褓童体より宣旨を蒙る

ノリノリ元服のときは叙品を止代の后腹の親
王ハ三品自余は四品ト云々と云ひテ又遺院殿
の御説スル先親王宣下リテのとて初位の心ノレ無品ミ
叙セ其後或ハ三品或ハ二品ト叙すムナリ一品ハ強リ
孰セラニ事カク又無品ト云々ハ五品トや考リキ
アリト間リテヤリ五品トや考リ付シ四品ナムの位
ナムハ無品ハ四品の次ト云々考リヒトと考フムナリ
親王の位ハ勿論ナリ世祐ニ二位三位をモニ二品三品四
品ナムソハ唐名のナリモハアリケンリハシマリ

ノリノリ

攝家准三宮の始

太政大臣従一位藤原良房

ヨリノリ別み注ヘテ假あリ略ナリ

内親王准三宮の始

一品資子内親王

是ハ六十二代の帝 村上天皇の皇女ノリ 冷泉院
御同腹の御妹ノリナリ此後内親王ノリル
宣下リテ連綿ノリテノリナリ蓬ノリ根をモリ七十六

代 近衛院十七歳の御時カタマリ後アフタ御父

鳥羽法皇 近衛の御母美福門院ミツルイノミコト其

御腹ウツボ皇女暉子内親王を帝位シテヒサシ其

御例カタマリ稱德天皇のモリハ其例カタマリ

絶カタマリ近衛興腹の御兄雅仁親王の二十九岁ニトキニ

之シテ後白河第一宮守仁親王を東宮と

即ちカタマリ後白河第一宮守仁親王を東宮と

定めカタマリ法皇の姫宮暉子内親王を東宮の御養母

是カタマリハ后アフタ御事ミツルイノミコト其八

條院カタマリ准后アフタ是カタマリ准后アフタ其

又暉子の御妹高松院を東宮の御息所カタマリ其

あハ東宮の御伯母カタマリ

東宮住カタマリ後アフタハ中宮カタマリ御室

ナハ東宮御即位カタマリ後アフタ院カタマリ近衛院の后藤

原多子カタマリ中宮カタマリ後アフタ院カタマリ高松院をハ

中宮准后カタマリ世カタマリ近衛の御妹カタマリ美福門院を高松院を美

福門院の御腹カタマリ近衛の御妹カタマリ鳥羽

法皇カタマリ美福門院を准后アフタ其八

ナリ。是即保元平治の乱より起とて、
本朝の王家准后の事の起りは其一人
トシテ此二人の皇女曰く准后と称す。准后一人
ハ帝の御養母一人ハ初より東宮の御名にて、
尋常の内親王の准后の宣下を蒙り、
トハナリ。例ナリ。少ナリ。准后の傳也。

御母代准后の始

暲子内親王

即ち八條院の御事前後、准后代の御母代の

暲子内親王

人ノ准后の宣旨あつて、始りテナス。

女院准后の始

高松院

即位高松御息所ナキ御事ナリ。前後准后代
トシテ西ノ御事ナリ。准后代の御子東宮トシテ
ナリ。御事ナリ。其御腹の御子東宮トシテ
エクノ後三宮ト准后ナリ。母后ト准后ナリ。時
高院号を蒙リ。准后ナリ。後水尾法皇の御
母ハ後陽成院の御代モテ准后ナリ。准后的宣

是ノ事ニ後モ中和門院トマシテ
法親王准三后の始

二品道深法親王

是後高倉院の第一の御子八十五代後堀河院の第
第十一代後高倉院トハ帝位トツキモリ
後堀河院御即位トハ尊号を承モトトモ
武臣准后の始

太政大臣從一位平清盛入道淨海

此人ハ八十一代安徳天皇の御外祖トムシハ妻

徳御即位トマリ治承四年二月淨海夫婦共モ准三宮
を宣旨タリ是武臣准三宮の始めタリトマリ
通院院の御記トマク慶苑院毎事の攝家昇進のめ
トマリ此宣を承ルトマリトマリトマリ
トマリ但詳説のトマ其例の始トマリトマリ
ミハ斯トマリトマリトマリ又武家の代トマリトマリ准三
宮の始鹿苑院殿ト起ルトマリトマリ

又折モトマリ大臣の妻准三后の宣トマリトマリ也モ淨
海の室を始トマリトマリ夫トマリ前のトマリ詳

す此後も西園寺大相國実氏の室従一位貞子と北
山准后より此よりハ十八代 後深草八十九代
龜山院兩代の御母大宮の女院の御母ナレハ此宣
を賜リセエリナリ何モメテ御門の御外祖母
ナムカホナリナリ

將軍家准三宮の始

鹿苑院太政大臣従一位源義滿

百一代 後小松院明徳三年六月准三宮の宣旨ナリ
其時左大臣従一位ナリナリ其後百四代 後土

御門院寛正五年十一月慈照院大相國義政公准三宮
の宣旨ナリ東山殿ト御事ナリ 其時ハ左大臣
従一位ナリナリ此二代ハ將軍の職ナリナリ
ナ此宣ナリニ義政の御弟大智院贈大相國義視ハ終
ノ將軍ナリナリナリ准三宮ナリナリ 諸家の
系図ナリナリ此人ハ初御兄義政天下を攘リナリ
アリナリ父子の如くナリナリ 義政の男子出来タリ後
不和の事起り終リ 應仁の乱ナリ出來タリ多くの年を経
ミ義政の実子義尚將軍ナリナリナリ 義政義視と

中をもくちの義視の名男義植をもとへむひく世を安
篤イヨヒシナハ義視ニ准三宮の宣旨をもとへ
義視世ノアシモ内々今出川權大納言入道殿
レホ其男義植(ね年)ノシテシハ没後ノハ贈官の章
メヨリノキイ是將軍ノメ伊勢大臣ノメ伊勢ノ
將軍の御父ノシテ准三宮の宣旨ノリ例シテ
ノリ組義視准三宮ノリノハ公卿補任ノシテ仕付
スリハ此人の此宣旨ノリノハ初め淨土寺の門跡ノ
おひやーのいもやあ詳あらへ

法中准三宮の始

青蓮院准后道玄

是ハ八十八代後深草八十九代龜山院兩代の國自二
條の普光園院良實の息子ノ良実ミニ條原の始モ
ナリナリ道玄茅三井寺長吏大僧正道瑜ノ准后
ノリ大系岡ノシテ是根家門跡准后の始カドリ
又按ヨリ羽軍家の男准三宮の宣旨ノリ始ハ鹿苑院
殿の息梵光院准后法尊大覺寺准后義昭二人を始ヒ
ヤナリ

清華准三宮の始

未詳

逍遙院殿の御説より清華其例帝ナリトテ望所存
ミノ御子北畠親房卿南朝ナリトテ宣下ナリ嘗朝六
用ノアハナニ注ナリトテ其初ナリトテ

右數條某ヲ不才ナリ見シ一聞スルノハ猶未シ其事の
始りトナリトモ往々進呈ス

種ノ考也日本紀ニ神武天皇庚申の秋事代主神

の女彌韜五十鈴媛命を納ム正妃トキニテ此ノ下未帝位ヲ
其明年辛酉の春正月帝位ヲ即セリムテハ正妃之尊ト皇
后トキニテ是本朝皇后を立ムハ車の始
キテ其後代ニ帝即位の初より皇后を立ムハ車の始
初より皇太子ト正妃を立ム皇后トキニテ車行
神武の例の也其後五十代ニ帝桓武天皇御父光仁
の讓ノタリテ帝位ヲ即シ初より始ム中宮職を立ム
是本朝中宮を立ムハ車の初より其後延暦二年
四月中宮を立ムハ一年又皇后を立ム北畠准后的職原抄又皇后を立ム北畠准后的職原抄

中宮ハ即皇后なり本朝ニ宮を兼てるハ甚其謂ナリ是
トシテノ代ニキニ四宮ト号すルアリ
太皇太后宮皇太后宮皇后宮中宮今ニ四宮アリ
ヨリ祖武ノ後ハ代ニ皇后宮中宮ニ宮を立ヌルハ前
此事ハあつキモニ其說モアリ先大略をあくすテ
五十六代 清和天皇より上ツハ幼主即位の例本朝
ニキニ有ルハ天子御即位の日皆東宮の内侍正
妃を立ス（皇后トシテルアリ）
桓武ノ二宮を兼てるハ例にあらず

即位の多くは立后の事あるトハ是皆幼主位
を経テノ御元服の後ニ行ス（例とスルハ夫人女御亦
ヨリ中子或ハ皇子を設ケル或ハ天寵を蒙ルハ
立后的宣旨アリ）
又確々接テノ後宮職貟令
是ハ文武ノ朝ニ藤原不比等勅至テ接テルハ
トシテ

文武ハ四十二代ノ時ニノトナリ

是ニテノトニ妃ニ貞四品以上夫人三員妃四員五位以上ト

えく其金内侍の司より下ハ皆モ宮人ニリムナシ
妃夫人嬪ナリリハ正后の外の御妻ナリ

其代ヨリ女御更衣ナリスハ即ち女御と云ふ名の元
エラ事ハ五十五代 文徳天皇崩トヨリト 天安二年
清和天皇の位を継ガリト初 文徳天皇の女御徒三位
藤原朝臣古モリ 徒一位モリエリ 世三代実録モリス
アリテハ其ヒカラムモリ 女御ナリスハ稱ナリテナリ源氏
物語の女御更衣又ハ御息所ナリトハナリトナリ物語ハ
六十六代 一條院の御代ニ出来リ一トアリテハ其ヒカラ

リ古の妃夫人嬪ナリスハ職名モリ改リ女御更衣ナリ
シテ稱ナリテナリセリと後世の女御の事ナハ八十五代
順徳院の御製の禁秘抄モニテハセモリ其拵ヒモ
一車トニテナリセリ 女官の妙ニ其稱のモリシカリシト
ル朝家の權ナリセリ 女官の妙ニ其稱のモリシカリシト
ミ日トニミ出来リ一事ナリハ表世のあとモテ行カシカリ
ル宮中の女官ナリ正后のめシミハニトハアリスモリ
アリシメ女御ナリ大臣の女モニモナリ 納言の女ハ希有の例

なり更衣多くハ納言の女を多キアリハ女御も多
く少時權勢有大臣の息女を奉^ス事多
事少^シ事無^シか正后のゆくに事多^シ事少^シ
事多^シ必表^ス事少^シ事無^シ一凡物の事
な^シ後叶の勢一変^シ院中^シ政務を^シとみり盛
藤氏の權勢ヤセト^シ其後^シ一変^シ武家天下の事を知
ルシト^シ攝家の權は^シ古^シ女御を^シ小^シ
事^シ古^シの例^シめく^シ行^シテ^シメ^シか^シ女御^シを^シ大^シ女御代
シソウシハ出来^シモヤ^シす^シ何代^シす^シハ後代出

東稱子仲

親王代判官代

准后之代也女御代也中宮代也准后之宣旨を行ひ例もなき事也是ハ其初より女御代もあらず女御代もおらずまじり又中宮ノ准也准后之宣旨行ひ後ノ院号を承り事ヲ承り多々凡のみ事代も隨く或ハ高き處ちひき事なり我朝又異朝多矣けりめに只考付目より事と準據トシ古を注ぎんと不

風の福をうかべ古今ふ通すまことに博文とす

さるさる

久に平易とす壬辰のとし山口の淀本御
姫被時宗化にて蕉陰居士名え

准后准三后考 終

跋

